

慶安三年刊本『新樂府』について

神 鷹 德 治

(一) 問題の所在

最近の日中兩國における漢籍の景印・校本研究は從來にも増して盛んであるが、就中、『白氏文集』⁽¹⁾のそれは、羅聯添氏「白居易散文校記」⁽²⁾、顧學頤氏校點本『白居易集』⁽³⁾や我が國の平岡武夫・今井清の兩氏の校定になる校本『白氏文集』に代表されるように、著しいものがある。

ところで、これらの諸本を讀まれた方は、既にお氣付きのことと思われるが、日中兩國の校定における相異なる最大の點は、唐鈔本に比較的近い原形を留めているといわれる。我が國の金澤文庫舊藏本に代表される舊鈔本の處置に關してである。

特に神田喜一郎氏所藏本「文集」第三・四卷は、既に昭和二年(卷三)より同四年(卷四)にかけて、橋本進吉氏の解題を附して、古典保存會より景印本が刊行されており、又金澤本については、戰後間もなく、岑仲勉氏が『金澤文庫本圖錄』中の部分的影印箇所を諸本と比較し、「如能彙影各卷、以公世好、固所跂望、否則擇第卅一、第五十二、第六十二等數卷先刊之、俾千載以後、碩果僅存之唐鈔白集轉出本、不致湮沒、是則文藝界之大幸」⁽⁴⁾と紹介しているにも拘わらず、岑氏以後

の中國側の校本・注釋等には全くといってよい程使用されていない。(但し、顧氏校點本には、敦煌本及新發見の維吾爾本等の唐鈔本は校勘資料として用いられている。)

これに對し、我が國の平岡・今井の兩氏校定になる校本『白氏文集』は、金澤本に代表される舊鈔本を縦横に驅使し、『白氏文集』の復原について、劃期的業績を上げていることは、今更喋々する迄もない。

只、このよくな、『白氏文集』校勘における、日中兩國間の舊鈔本に對する評價の著しい格差は、今後、當然是正する必要があるであろう。

さて、我が國の『白氏文集』校勘學を飛躍させた舊鈔本本文の資料としては、上記の金澤本・神田本等の外に、いわゆる三蹟の筆跡と稱せられる名家による白氏詩文の墨跡本が多數存している。

いずれも、平安朝期に書寫されたものであるので、當然、その本文も唐鈔本に近い良質の文字を持つことが豫想される。又實際、そのような意味において、平岡氏校本にも、一部校勘資料として採用されている。⁽⁵⁾

しかし、中田勇次郎氏が「この(一三蹟の墨跡本を指す—筆者注)中

く、書の藝術品として書かれているところから來たものであり、古蹟のいすれにもよく見られる通弊である。」と述べておられるよう、本文校勘の一資料として墨跡本を使用することは、問題がない譯ではない。しかしこのことを踏まえた上で、氏は引續いて「が、なおこの種の書跡を寫本としての諸本の舊鈔本とさらに精密な比較對校をすれば、また何等かの成果が得られるであろう。」と述べ墨跡本もまた校勘資料として堪え得る可能性があることを示唆された。

従つて、墨跡本と雖も、その方法如何によつては、校勘資料として充分價値を存することが知られる。

ところで、これもまた我が國特有の資料であるが、我が國には、上記の墨跡本とともに、それらを範とした、臨模本、雙鉤本、入木道の手本としての刊本、及び名家の墨拓等があり、もし、これらをも廣義の墨跡本と見做して、關係資料を求めるならば、更にその量を増すはずである。特にこれらの諸本には、「新樂府」を中心とする白氏詩文の作品が多く存するので、この意味においても舊鈔本、墨跡本に準じて、調査する必要があると思われる。

例えば、筆者の所持する江戸前期刊と推定される入木道本「琵琶引」を諸本と比較すれば、この豫想が決して無意味なものでないことが知られる。以下その例を示そう。

〔例文（金）は金澤本、（管）は管見抄本、（江）は入木道本、（宋）
は南宋紹興年間刊本、（那）は元和四年刊那波本の、夫々の簡稱。〕

表中、舊鈔本の金澤本及び同系統の管見抄本と入木道本との本文は、十例繰て一致し、兩者の關係が極く近いことがわかる。(この入木道本についての詳細は、他日稿を改めて私見を述べる豫定。)勿論、入木道本が全體に亘つて舊鈔本本文と全く一致するわけではない。中田氏の指摘の如く、この種の本にみられる通繁、即ち、脱字、脱句が見られるなど、廣義の墨跡本としての缺點を確かに持つてはいる。しかし、基本的には、舊鈔本系統に屬するのは明らかであり、且つ私見によれば、「御物本新樂府」と同様に、その祖本は單行の通行唐鈔本に連なるものと推定される。

猶、當本の奥書には尊圓親王(一二九八—一三五〇)の眞蹟を傳える旨記してあるが、果たしてそうであるならば、その本文に、上記のような良質な文字を持つテキストが親王家に傳わり、御家流の開祖の原跡として、使用されていたのではないかと想像することも、決して唐突ではない。

とすれば、たとえ原蹟ではなく、且つ刊行された時期が遙か後であつても、比較的原形を留めておりさえすれば、入木道刊本と雖も、現存舊鈔本を補う意味において、今日の白氏校勘學に對する貴重な資料の一端を擔に足るものではあるまい。

勿論、總ての墨跡刊本類が、必ずしも舊鈔本系の本文を有している譯ではない。

既に報告されてゐるよう⁽⁹⁾に、文化十年（一八一三）刊江田易模刻新樂府本（卷三のみ）本文は、明正徳十二年（五一七）郭勵刊本『白樂天詩集四十卷』の本文に一致し、その原蹟は平安朝のものではなく、少なくとも、明正徳十二年以降の書寫に係るものと見做すべきである。

要するに、これら墨跡本等に對しては、外形のみによつて判断するのではなく、關連諸資料との細かい比較が講ぜられなければならぬであろう。

以上の條件を満たすものとして、慶安三年刊「新樂府」なる墨跡刊本が存する。この本は、上記太田氏兩論文を除いては、ほとんど言及されず、また、本文の系統も未だ明らかでない。従つて以下、當墨跡刊本の書誌的紹介を少しく行い、併せて、我が國の舊鈔本及び宋版等の刊本との關係について吟味しつゝ、この本の性格とその意義について言及することにする。

（二）慶安刊本の書誌

當本は、管見によれば、京都大學附屬圖書館、慶應義塾大學附屬研究所斯道文庫（但し、序文より「七德舞」「法曲歌」「二王後」及び「海漫々」の前半部が缺落している。）國立國會圖書館及び故長澤規矩也氏藏本の計四本が存する。

幸いにも一九七四年十一月、長澤氏により、汲古書院刊『和刻本漢詩集成』第十輯に收められたので、容易に見得るようになった。

京大圖書館本は未見であるが、目錄によれば一軸とあり、斯道文庫本の一軸の卷子本仕立てと一致する。國會本は一冊の冊子本、長澤氏本は折帖になつており、外裝は夫々異つてゐる。

首尾が完備し、目睹できたのは、國會本だけであるので、以下この本に即して述べていくことにする。

國立國會圖書館貴重室に架藏される首題の一冊本は、第一頁に捺された「高木家藏書」なる印記の示す通り、元、愛書家として知られる高木利太氏藏本である。

縦二八・八纏、横二三・四纏。每半葉無界七行、每行一四字であり、丁數は總て五七丁である。

首に「新樂府_并_歌」とあり、次行、頂格より、序曰凡九千五百二言云云と始まる序文が續く。序文の形式は南宋紹興本、那波本と基本的に一致するが、後述する如く細部においては、舊鈔本とのみ一致する箇所がある。しかし、單行本としてつとに知られている『白氏諷諫』諸本とは明らかに相違する。

序の末尾に、別行にて、「唐元和四年左拾遺白居易作」とあり、南宋本・那波本が「元和四年爲左拾遺時作」と作るのに一致せず、ここも又神田本等舊鈔本と全く一致する。

製作年代を示すこの末尾の一行は諷諫本のうち、光緒本には無いが、明刊本及び盧文弨所引の嚴震刊本には別行で「唐元和壬辰（七年）冬長至日右拾遺兼翰林學士白居易序」とあり、慶安本とはまったく相違する。

序文の次に、「七德舞」以下、「採詩官」迄題名と題序（小字、側注形

式が本文の前に低一格に配されている。

その間、文集第三・四を抄出したという、卷次上の記載は全く見られず、全體として一巻として扱われている。後に詳述するように、同様の體裁を取るものとして、「御物本新樂府」及び『白氏諷諫』諸本があるが、本文の系統はそれら諸本とは別で、直接の類縁關係は認められない。猶、舊鈔本及刊本等に見られる自注は、すべて削除されている。

五十篇の順次は、舊鈔本及宋版等刊本等の大集系諸本とは一致するが、「御物本新樂府」及び單行本『白氏諷諫』諸本の如き、元來、唐鈔通行本に祖本持つといわれるものとは相違する。(嚴震明刊本、曾大有明刊本、光緒影宋刊本の『白氏諷諫』の三本は、いずれも

賣炭翁三十二〔0156〕、陰山道三十三〔0158〕
時世粧三十四〔0159〕母別子三十五〔0157〕

という順序であり、「御物本新樂府」は

賣炭翁 母別子 時勢粧 陰山道

という順序となっているのに、神田本等舊鈔本、宋版等刊本及び慶安本は、總て「」内の作品番號通りである。)

最後に「白氏新樂府應人之／索漫塗抹焉恐不得／无墨猪之誦／庚寅（三年）仲春／奥田松庵」の五行に亘る奥書と、夫々別行で「右訓點以管家相傳之祕本寫之畢」、「慶安三年十月 日 片山合正刊板」なる奥付がある。

手鈔者の奥田松庵、名は舒雲、號は子章と稱し、松庵はその字である。

生沒年の正確な年代は不詳であるが、大凡江戸前期の儒者とされており、杉野恒の『典籍作者便覽』^[1]に據れば、古活字本『白氏文集』を

慶安三年刊本『新樂府』について

刊行した那波道圓の門弟という。とすれば、この慶安刊本は奥書に記されているように、決して漫然と書寫されたものではなく、必ずや那波本の影響による、本文の吟味があつたに相違ない。

又、奥付に本文とは別筆で「右訓點以管家相傳之祕本寫之畢」と書かれているので、當本の底本と訓點本の底本は、夫々元來別本であったような思いを持つのであるが、全篇に亘って調べてみても、特に本文と訓讀に齟齬をもたらしている箇所は見られない。加之に刊行された時期も同年十月となっているので恐らく、刊行迄の間、片山合正が別個に(假名は松庵筆とは認め難い)、同じ底本から訓點を移寫したのではないかとも思われる。^[2] 従つてこの意味においても、詳細な調査が望まれる所以である。

又、全篇に亘って、筆致を検討すると、本文中、二首(「驥國樂」「縛戎人」)は松庵の筆蹟とは明らかに別筆である。

次に、諸本との比較に先だって、これまでしばしば言及してきた、慶安刊本と外的體裁を同じくする舊鈔本系單行本「御物本新樂府」と刊本系單行本『白氏諷諫』諸本との關係について、若干整理しておくことにする。

太田氏上掲兩論文の提示した、劃期的意義は、從來、やや正體不明の觀のあった單行本『白氏諷諫』諸本の特異な本文の由來を明らかにしたことである。

氏によれば、『白氏諷諫』諸本は、基本的には宋版等大集本の系統に屬しはするものの、中國の刊本としては、唐鈔本を比較的原形に近

い形で畱めてゐる我が國の舊鈔本と少なからず一致し、且つ、どの本とも全く異なる文字をこれまた多く存する點があることから、中唐以後宋に至る間、種々の改變を蒙つてはいるが、宋版等大集本から直接抽出されたものでなく、その祖本は所謂民間に流布して、通行唐鈔本に連なるものであり、所謂定本とは別系統である。とりわけ、「御物本新樂府」は、通行唐鈔本を直接受けるテキストと見做される。かくて、從來の舊鈔本對刊本といふ通時的系統論の外に、通行本テキストの存在を確認することにより、新たに、大集本對通行本といふ共時的系統論が提倡され、その結果、白氏文集の複雑な異文の成立過程が、今迄以上に明らかになつたのである。

従つて慶安本の位置を究明するには、以上の如き、一一〇の「系統論」を導入して、考究することが必要となる。

但し、太田氏兩論文では、「御物本新樂府」・「白氏諷諫」諸本の系統の解説に主力が注がれ、慶安本それ自身の位置だけは、單行の一本として使用されてはいるが、當面の目標になつてはいない。しかし、兩論文に掲載されている校異表に據れば、期せずして、慶安本本文は、それら單行の諸本とは異なり、別系統の——即ち大集系本文——に屬することが明らかに示されている。

従つて、本論文では、煩を避ける爲、通行本系諸本との校異は省略し、大集本系諸本における位置——舊鈔本と刊本との關係——を特に重點的に検討することにする。

(三) 諸本との比較

[イ] 舊鈔本・宋本との比較

最初に、慶安本は、全體として見るならば舊鈔本より宋版等刊本に

近い本文であることを示す。尙、當初出來れば入木道本「琵琶引」の如き校勘表を附する豫定であつたが、使用本が多く、校勘表が却つて、煩雑になる恐れがあるので、それに代る處置として、本文上の用例を若干多く挙げ、各本の差異を簡潔に浮かび上がらせるようにした。

(神田本) ……文集卷三・四神田喜一郎氏藏 嘉承二年

(1107) 藤原茂明寫本 古典保存會影印本

(天理本) ……文集卷三 天理圖書館藏 永仁元年(1293) 寫本

文集卷四 天理圖書館藏 正應二年(1289) 嚴祐寫本 一九八〇年天理圖書館善本叢書(漢譜)所收

(南宋本) ……南宋紹興年間(1131~61) 刊本北京圖書館藏 一九五五年文學古籍刊行社景印

(那波本) ……元和四年(1618) 那波道圓古活字本 〈四部叢刊所收本〉

[卷三]

- ①白鬚・黃鍼定兩京(七德舞) 「・」神田本・天理本。・〔施〕慶安本
・南宋本・那波本
- ②二十有四王業成(七德舞) 「・」神田本・天理本。〔王〕慶安本
南宋本・那波本
- ③天水茫茫無覓處(海漫漫) 「・」神田本・天理本。〔烟〕慶安本
南宋本・那波本
- ④擊鼓吹笛和雜戲(立部伎) 「・」神田本・天理本。〔笙〕慶安本
南宋本・那波本
- ⑤樂工豈有耳如壁(華原聲) 「・・」神田本・天理本。〔雖在〕慶安本
南宋本・那波本
- ⑥長安市兒爲樂師(華原聲) 「・」神田本・天理本。〔人〕慶安本
南宋本・那波本

南宋本・那波本

慶安本・那波本

- ⑦皆云入内必承恩（上陽白髮人） 「・」 神田本・天理本。〔使〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑧一生遂向空床宿（上陽白髮人） 「・」 神田本・天理本。〔房〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑨兵過黃河看未反（胡旋女） 「・」 神田本・天理本。〔疑〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑩未戰十人二三死（新豐折臂翁） 「・」 神田本・天理本。〔過〕 慶安本・南宋本・那波本。

〔卷四〕

- ⑪不傷財兮不奪力（驪官高） 「・」 神田本・天理本。〔傷〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑫百王理亂懸心中（百鍊鏡） 「・」 神田本・天理本。〔治〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑬粧閣妓樓何寂靜（兩失閣） 「・」 神田本・天理本。〔閣〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑭金鏤眼精銀帖齒（西涼伎） 「・」 神田本・天理本。〔鍍〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑮背如龍兮頸如鳥（八駿圖） 「・」 神田本・天理本。〔象〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑯心輕王業如灰塵（八駿圖） 「・」 神田本・天理本。〔土〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑰金斗熨波刀剪雲（織綴） 「・」 神田本・天理本。〔紋〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑲半疋紅紗一大綾（賣炭翁） 「・」 神田本・天理本・南宋本。〔絣〕 慶安本・那波本。

- ⑲「始扶床」初坐（母別子） 「・」 神田本・天理本。〔行〕 慶安本・南宋本・那波本。
⑳應似園中桃李樹（母別子） 「・」 神田本・天理本・宋本。〔又〕 慶安本・那波本。

以上、卷三から十例、卷四から十例計二十例のうち十八例は、慶安本が、何れも南宋本、及び南宋中期の蜀本に由來するといわれる那波本と一致し、⑯・⑲のように、まま、那波本とのみ一致するが、舊鈔本である神田本や天理本とは總て相違するような例をしめした。これと同様な例は多數に上る。

以上の例文は舊鈔本と異なり宋版等刊本に一致する例を示したのであるが、また、互倒の箇所においても、慶安本が宋版等刊本にのみ一致する例を若干示す。

- ①古人今人何不同（華原譽） 「・・」 神田本・天理本。〔・・〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ②骨角凍傷鱗甲縮（馴犀） 「・・」 神田本・天理本。〔・・〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ③大軍將繫金眩嗟（蠻子朝） 「・・」 神田本・天理本。〔・・〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ④亦有親情滿故鄉（井底引銀瓶） 「・・」 神田本・天理本。〔・・〕 慶安本・南宋本・那波本。

- ⑤下流銀水象江海（草茫茫） 「・・」 神田本・天理本。〔・・〕 慶安本・南宋本・那波本。

以上五例。互倒の例文においても慶安本は宋版等刊本にのみ一致する。この場合も同様な例は多數に上る。

最後に、舊鈔本には存するが、刊本等は脱略している例を示す。

- ①亦不言白日昇青天（海漫漫） 「・」 神田本・天理本。 「无」 慶安本
南宋本・那波本。
- ②安用司天臺高百天爲（司天臺） 「・」 神田本・天理本。 「二字无」
慶安本・南宋本・那波本
- ③鐵聲殺水聲寒（五絃彈） 「・・・・・」 神田本・天理本。 「六字
无」 慶安本・南宋本・那波本。
- ④一石之沙幾石重（官牛） 「・・」 神田本・天理本。 「无 斤」 慶
安本・南宋本・那波本。
- ⑤唯不測人間笑是嗔（天可度） 「・・」 神田本・天理本。 「无 眇」
慶安本・南宋本・那波本

以上の五例の脱略の場合も、明らかに慶安本が舊鈔本より宋版等刊本に極めて近いことを示している。ことに④・⑤の例のように、脱略と異文の例が同時に存する句でさえもやはり同様である。

そして、以上の區別は、句の位置にも反映している。一例を示す。
〔新豊折臂翁〕

（舊鈔本）

從茲始免征雲南
從茲始免征雲南

從茲始免征雲南
從茲始免征雲南
且圖揀退歸鄉土
且圖揀退歸鄉土
骨碎筋傷非不苦
骨碎筋傷非不苦
• • • • •

臂折來成六十年
臂折來成六十年

一肢雖廢一身全
一肢雖廢一身全

以上の如く、異文、互倒、脱略、及び句の位置についての比較を行なった結果、いずれの例文においても、慶安本は、宋版等大集系本と一致している。

四 慶安刊本の特色

比較の結果、慶安本は、明らかに大集系宋版等の系統に屬している。しかしその本文を仔細に吟味すると、どの刊本にも存しない、特異な本文を持っていることに気づく。それは、神田本等に代表される舊鈔本本文に一致する箇所がどの刊本類に比して數多く存すると言う點である。

既に序文の箇所で、多少、慶安本と舊鈔本が一致している例を指摘しておいたが、今、そこで取上げなかつた同様の用例を列舉してみる。

- ①首句標目古十九首之例也
- ②詩三百篇之義也

③使可以播於樂章歌曲也

傍點の字は、舊鈔本・慶安本にのみ認められ、大集系刊本では總て脱している例である。

これと同じように、舊鈔本とは一致するが、宋版等大集系本とは異なる例を、本文中から列舉してみる。

以下の異同例は、慶安本本文の特徴を把握する際、重要な意味を持つので、同例を一括して、次に示す「()内、→の下に示したもののが、舊鈔本（神田本・天理本）と、慶安本が一致する場合である。例文は南宋本に據る。」

卷三

- ①魏徵夢見天子泣（→子夜） 「七德舞」
- ②君看驪山頂上（→塚） 「海漫漫」
- ③大家遙賜尚書號（→天） 「上陽白髮人」
- ④徒勞東來萬里餘（→南） 「胡旋女」

⑤左納言右納史（→内）

⑥四星煌煌如火赤（→五）

⑦洲香杜若抽心短（→長）

⑧翻作歌詞聞至尊（→播）

⑨殺聲入耳膚血寒（→慘）

⑩朝日唯聞對一刻（→隔）

〔卷四〕

⑪日辰處靈且祇（→奇）

⑫兼車運載來長安（→連）

⑬漸恐人間盡爲寺（→家）

⑭應似涼州未陷日（→道是）

⑮瑤池西赴王母宴（→追）

⑯此求彼有兩不知（→棄）

⑰王母桃花小不香（→紅）

⑱迎新棄舊未足悲（→寵）

⑲合羅將軍呼萬歲（→闕）

⑳未死此身不令出（→合）

㉑悞妾百年身（→誤）

㉒喫竹飲泉王紫毫（→毛）

㉓墓中下涸二重泉（→銅）

㉔但見丹誠赤如血（→眞）

以上の例の外に、更に全體に亘つて抜き出せば、總て七十有餘例に

も上る。慶安本と舊鈔本の一致は以上の異文の例だけではない。脱文

脱句の例においてもこのことが見られる。

舊鈔本と宋版等刊本とを比較すると刊本の方に次の七例において脱

〔太行路〕

〔司天臺〕

〔昆明春水滿〕

〔城鹽州〕

〔五弦彈〕

〔蠻子朝〕

〔百鍊鏡〕

〔青石〕

〔兩朱閣〕

〔西涼伎〕

〔八駿圖〕

〔澗底松〕

〔牡丹芳〕

〔母別子〕

〔陰山道〕

〔陵園妾〕

〔官牛〕

〔紫毫筆〕

〔草茫茫〕

〔天可度〕

文脱句が認められる。

①鐵聲、殺水聲寒（→慶安本・南宋本・那波本ともに无）〔五弦彈〕

②鉛匣珠函鎖幾重（→南宋本・那波本ともに无）〔百鍊鏡〕

③兩朱閣兩朱閣（→下の三字、南宋本・那波本ともに无）〔兩朱閣〕

④西涼伎西涼伎（→下の三字、南宋本・那波本ともに无）〔西涼伎〕

⑤紅線綾紅線綾（→下の三字、南宋本・那波本ともに无）〔紅線綾〕

⑥陵園妾陵園妾（→下の三字、南宋本・那波本ともに无）〔陵園妾〕

⑦煬天子、自言歡樂殊未極、豈知明年正朔歸武德（→一〇字、南宋本・那波本ともに无）〔隋堤柳〕

以上の七例のうち、①を除けば、すべて、慶安本は、舊鈔本とのみ一致し、省略箇所においても、宋版等刊本より、遙かに良質の本文を持つており、舊鈔本との緊密な關係がうかがわれる。

慶安本と舊鈔本とのみ一致する例は、他にも數例あり、その實數は更に多くなる。

ここに示した如く、慶安本は基本的大枠においては確かに大集系宋版等刊本に屬するけれども、神田本・天理本の如き大集系舊鈔本にのみ見られる文字を、數多く遺存している。

従つて、慶安本本文の特徴を述べるならば次の三點に歸する。

(1)唐鈔通行本にその祖本を持つ、舊鈔本「御物本新樂府」及び單行刊本『白氏諷諫』の諸本とは系統を異にすること。

(2)基本的大枠においては、大集系の宋版等刊本のグループに屬すること。

(3)約七十例ほど、舊鈔本とのみ一致する本文を有していること。

以上の條件を満たすものとしては、大集系北宋刊本から、卷三・四の「新樂府」五十首を抽出した單行本に、その祖本を求める外はない。

但し、右の假説は、内証により導き出したものであるので、更に外的資料により、慶安刊本の底本の祖本は、大集系北宋刊本に由來するものであることを次に論じてみることにする。

[八] 『樂府詩集』本文との比較

さて白氏文集の本文資料としては、周知の如く、既上の單行本及び大集系諸本以外に、總集に收められているものがある。就中、「新樂府」本文に關しては、北宋初期に編集されている『文苑英華』や『唐文粹』は、中國の刊本としては、最もわが國の舊鈔本との近似性を持つ貴重な資料であるが、殘念なことに兩本ともに五十首すべては收められていない。

しかるに、北宋末の、郭茂倩^{〔四〕}の編集になる『樂府詩集』には、新樂府五十首が總て收められている。

それでは、慶安本と、『樂府詩集』本文とは如何なる關係にあるのであるうか。

『樂府詩集』本文の特徴については、平岡氏校本及び、標點本『樂府詩集^{〔五〕}』の校異表によれば、次の二點が先ず確認される。

(一) 「新樂府」五十篇の順序は、大集系諸本と全く一致すること、

(二) 基本的枠組としては、宋版等大集系本に屬するということ、

以上の二點の外に、少數ではあるが、また次のような特異な面もある。

(三) 慶安本よりは、遙かに少ないが、四例程慶安本と共に舊鈔本に一致する例があること。

今、その例を示そう。(○内の番號は、慶安本が、舊鈔本とのみ一致する例を示した本文の作品番號)

- [1] ①魏徵夢見天子泣（→子夜）
- [2] ⑤左納言右訥史（→内）
- [3] ⑯迎新棄舊未足悲（→寵）
- [4] ㉒墓中下涸二重泉（→涸）

[四] 更に、慶安本と一致せず、單獨で舊鈔本と一致するものも少數ながら存すること。(○内の番號は、慶安本が宋版等刊本に基本的に属することを例證したときの番號)

- [1] ⑯粧閣妓樓何寂靜
〔闋〕神田本・天理本・樂府本
- [2] ⑲一始扶行一初坐
〔床〕神田本・天理本・樂府本
- [3] ⑩好生毛羽惡生瘡
〔太行路〕〔成〕神田本・天理本
- [4] 〔3〕爲君盛容飾
〔太行路〕〔事〕神田本・天理本・樂府本
- [5] 〔4〕宅門題作奉誠園
〔杏爲梁〕〔鳳城〕神田本・天理本・樂府本（但し、校注の一本）

[二] 〔二〕は、『樂府詩集』本文が、基本的に南宋版等大集系本に屬していることを示す。しかし、仔細に見れば、〔三四〕の如く、『樂府詩集』本のみが舊鈔本と一致することや、撰者郭茂倩が少なくとも、北宋末期、元豐七年(1084)に官途についていたことを勘案すれば、その所據本は、大集系北宋刊本の可能性が強い。

猶、『樂府詩集』には、白氏の作品が新樂府の外に四十六の作品が收められている。その内、卷十二・卷六八に收められる作品のテキストとしては、舊鈔本の金澤本も在るので、念の爲に、『樂府詩集』本文を諸本と比較してみることにする。(例文は、那波本)

〔卷十二〕(以下の校記は平岡氏校本に據る)

- ①今夕未竟明夕催(短歌行)「・」樂府本・那波本
- 〔且〕南宋本・金澤本・管見抄

- ②朱顏白日相驟頽（〃）「・」樂府本・南宋本・那波本。〔隨〕
 金澤本・管見抄
- ③梅酸檠苦甘如密（生離別）「・」樂府本・南宋本・那波本。〔於〕
 金澤本・要文抄・管見抄
- ④朱顏日漸不如故（活歌行）「・」樂府本・南宋本・那波本。〔夜〕
 金澤本・要文抄
- ⑤命若不來知奈何（活歌行）「・」樂府本・南宋本・那波本。〔苟〕
 金澤本
- 〔卷六十八〕
- ⑥管急絃繁拍漸稠（樂世）「・」樂府本・南宋本・那波本。〔絲〕金
 澤本
- ⑦老病人聽未免愁（〃）「・△」樂府本・南宋本・那波本。〔△・〕
 金澤本
- ⑧馬去連廻一望塵（離別難詞）「・△」樂府本・摺本・南宋本・那波
 本。〔兩退〕金澤本・天海本校注
- これら若干の例によつても、『樂府詩集』本文は、大集系刊本に極
 く近いことが分る。

とすれば、『樂府詩集』所收の白氏作品の本文は大集系刊本の、そ
 れも北宋刊本をその底本に使用していることはほぼ確實と言える。
 しかし、『樂府詩集』と慶安本とを舊鈔本と比較すれば、『樂府詩
 集』所據本は、たゞ北宋刊本であつても、舊鈔本との關係は極めて
 淡く、南宋初期紹興刊本に近い。これに反して、同じく北宋本に祖本
 を持つと推定される慶安本の方はより舊鈔本本文を留めている。

結局、北宋刊本は、必ずや複數存在したことが豫想されるとともに、
 慶安本の祖本は、『樂府詩集』所據本より以前に刊行された北宋刊本

の上乘なるものと推測される。

ところで我が國には、『白氏文集』のテキストとしては、惠寧本を
 も含む唐鈔本系の寫本の外に、平安中期以降には明らかに、その將來
 が知られる北宋刊本が存した。

『御堂闕白記』に見える「摺本文集」（寛弘七年（1010）十一月二八
 日條・長和一年（1013）九月十四條）等の北宋刊本『白氏文集』に關
 する記事は、北宋前期真宗（988～1021）の頃のことである。また舊
 鈔本系統の抜粹本である『管見抄』の末尾の一部には、北宋刊本に由
 來するとみられる九篇と共に、評定所の『白氏文集』の刊行を許可す
 る照會文がある。

「景祐四年（1037），有白氏文集一部，七十二卷，可以印行」

景祐四年は、北宋仁宗の十六年である。

以上の資料が示すごとく北宋刊本『白氏文集』が確かに我が國に將
 來されており、慶安本の祖本もまた、恐らく、平安中期以後、刊本と
 して、（重鈔本としての可能性もあるが）輸入された一本であるう。

（四）結論

以上を總括すると次のようになる。慶安本の祖本は、『樂府詩集』
 所據本より以前に刊行された大集北宋刊本から、『新樂府』五十篇を
 抽出した單行本であつて、『白氏諷諫』と稱せられる單行本とは、直
 接の關係はない。そして、この單行本は、恐らく、刊本として、宋商
 人等を通じて、我が國の攝關家等の上流掌上家に將來されたのではあ
 るまいか。

當時にあつては、摺本、即ち刊本は極めて貴重であつて、博士家の
 人々の容易に入手出来るものではなかつた。従つて、實際讀まれる形

體としては、宋刊本の重鈔本として、一部に流布していたと思われる。例えば、既に指摘されているように、金澤本ですら現存本の總てが、舊鈔本系であるのではない。（卷五十四は、宋本を底本とする旨、識語に記されている。）卷三十一・三十三の兩卷は明らかに（—しかも北宋刊本の可能性が極めて大きい）宋本を底本とした重鈔本である。この事に依つても、北宋刊本の重鈔本が我が國に存したことの証佐ともなるであろう。

このように、平安中期以後、宋刊本の重鈔本が一部博士家等に流布していた可能性は強く、しかもその宋本が、日中兩國のいずれにも現存しない北宋本であることも充分考えられるのである。正に、奥田松菴が書寫したこの慶安本の祖本は、そのような複雑な過程を持つ、北宋本に由來する重鈔本であつたのではないか。

果たして、そうであるならば、北宋本が現在失なわれている以上、この慶安本は、寛に貴重な資料といわなければならない。

また、これ迄、單行本と言えば、『白氏諷諭』本のようだ、元來單行であつたものしか確認されていなかったのであるが、當慶安刊本のように、全集本からの抽刻本も存したこと改めて確認され、中國における刊本の複雑さを新たに痛感せしめられる。未だ公開されていない、北京圖書館の明刻公文紙本や鈔本の調査が待たれる。

最後に、この本の歴史的意義に觸れる。既にその一部は述べているのであるが、舊鈔本と宋刊との關係をこの慶安本を通して、もう一度確認する。

さて、太田氏は、注⁽¹⁾の論文で、神田本の精細な調査に依つて、書寫直後の本文と（—これを「原神田本」と稱す—）、他本による改定を加えた現本文とを區別することを提唱し、復元された「原神田本」

の十八例が、大集系宋版等刊本と一致することを明らかにし、舊鈔本を扱う研究者により、ややもすれば、舊鈔本本文の、宋刊本に對する安易な優位性のみを強調することの危險性を述べ、これ迄以上に、大集系舊鈔本本文と大集系宋版等刊本の密接なつながりを指摘された。

この慶安本は、その豫想を、南宋版等刊本より、さらに色濃く示している。南宋版等と慶安本の相違するところは、これ迄の例で示したように、ことごとく舊鈔本に一致するのである。即ち、舊鈔本と南宋本との間に、この慶安本を介在させることによつて、舊鈔本本文が、徐々に南宋版等刊本に變化していく、具體相を如實にうかがうことができる。

白氏文集に見られる本文の變化は、決して白氏の作品だけに限られるのではない。唐代文人の原本が殆ど失われている現在、他の文人の集部にも同様の變化が伏在していることは、想像に難くない。この意味においても、唐鈔本から南宋刊本への本文の移推の相を示すものとして、極めて稀有な資料である。

直接の資料が江戸期の墨跡刊本であり、さらにいろいろな點で推論を重ねることになったが、一私見として提出することにする。

注(1)普通、「文集」と訓まれるが、確かな根據があるわけではない。寧ろ、傳統的には「ぶんしゅう」と訓まれていた様である。松井簡治編『大日本語辭典』も「ぶんしゅう」と訓む。

太田次男氏「白詩受容を繰る諸問題——文集古鈔本との關聯に於て——」『國語國文』第四十六卷・第九號 1977・11

(2)『文史哲學報』第十九期（國立臺灣大學）1970・6

(3)『中國古典文學基本叢書』全四冊、中華書局 1979・10
(4)「從金澤圖錄白集影頁中所見」『中央研究院歷史語言研究所集刊』十
 二集 1948・1

- (5) 校本『白氏文集』第三冊、〔卷五十四斷簡・傳小野道風書、白樂天詩卷・蘇軾行成書、白氏詩卷・魯圓觀王書〕
- (6) 「白氏文集の書跡」『書道全集』第一二卷 平凡社 1954・7
- (7) 『日本中國學會報』第二十八集 1976・10 猶、「臺灣國立中央圖書館所藏本 白氏諷諫明刊本について」を参照 『日本中國學會報』第三十集 1978・10
- (8) 『延寶二年刊新增書籍目錄』に「〔尊圓直筆〕琵琶引」と有り、或いは當本か。(『江戸時代書林出版書籍目錄集成』慶應義塾大學斯道文庫編第一冊99頁) 1964・4
- (9) 戰後、再發見された時は、北宋刊本とされていたが太田次男氏の精細な調査により、後の數篇を除いて、その大部分は金澤本に近い舊鈔本系本文であることが解明された。同氏「内閣文庫藏『管見抄』について」『斯道文庫論集』第九輯 1971・12
- (10) 太田次男氏「御物本白氏新樂府について」128頁
- (11) 現在その内容が知られているのは次の三本である。(但し、嚴震刊本は部分的)
- (1) 明・明德年間海寧嚴震刊本(盧文弨『白氏文集校正』に引用されていふ)
- (2) 明・正徳間四川布政使參政曾大有重刊本(平岡氏校本には使用されていない)
- (3) 清・光緒十九年影宋刊本、(但し)、影宋刊本と銘打つてはあるが、三本の内テキストとしては最も劣る。太田氏「臺灣國立中央圖書館所藏本 白氏諷諫明刊本について」を参照
- (12) 寫本、無窮會「神智文庫圖書目錄」1935・11
- (13) 實は本文にも、このことを示唆する箇所が存する。一例を擧げる。
- 不然當昔滌水頭(新豊折臂翁)この句の「昔」を比較すると、諸本は
- (1) 「昔」敦煌本・原神田本・高野本・京大三本注
- (2) 「時」英華本・宋版等刊本・諷諫本・樂府本
- (3) 「死」御物本・神田本
- (4) 「初」京大三本・猿投貞治一・同六本・三條西本
- 以上の如く分化しているが、慶安本のみ、「不然當時死滌水頭」となっており、(2)と(3)の文字が混在しているのである。蓋し、本来は「當時」とあったものが、異本より異文字「死」が校注として施され、更に轉寫を経るうちに、遂には、後人が誤って、本文中に混入したものと推定される。とすれば、慶安本の底本は、少なくとも或る時期點本としても使用されたのではないか。
- 右諸本の校注の實態については、太田次男氏「神田喜一郎氏所藏本文集卷第三・四について」『斯道文庫論集』第十四輯 1977・3
- (14) 『樂府詩集』編者、郭茂倩の經歷については、中國側においては一般的には知られていないようであり、最近刊行された標點本においても、「郭茂倩的平生却湮沒難考」と述べられている。しかし増田清秀氏は、陸心源の考証により、茂倩が北宋元豐七年(1084)の頃、南府法曹參軍であった事實を、つとに再紹介している。「敦茂倩の樂府詩集編纂」『東方學』第三輯 1952・1
- (15) 當標點本は宋本を用いていると稱するがが、「新樂府」相當部分は、すべて元至正刊本によつて配補されている。全四冊 中華書局 1979・11
- (16) 太田次男氏「白氏文集金澤本私見——卷三十一を中心にして——」『史學』第四十四卷第三號 1972・4
- 同氏「白氏文集金澤本私見——卷三十三を中心として」『斯道文庫論集』第十一輯、1974・8
- (後記) 首題に掲げた慶安刊本並びに諸本の調査に便宜を與えられた、慶應義塾大學斯道文庫研究所に衷心より感謝します。とりわけ、太田次男博士からは懇切なる御指導を盟友林望氏より貴重な教示を賜わりました。記して謝意を申し上げます。

慶安三年刊本『新樂府』について